

FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点(平成 27 年 6 月第 1 四半期提出用)」の開催



財務会計基準機構（FASF）では、6月8日（月）～23日（火）にかけて、東京（3回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の9か所で計11回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

本セミナーは、企業会計基準委員会（ASBJ）による「企業会計基準委員会の活動状況—日本基準の開発—」、FASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（平成27年6月第1四半期）」の2

部構成で行われました。

ASBJによる「企業会計基準委員会の活動状況—日本基準の開発—」では、平成27年5月26日に公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の内容を中心に、「収益認識基準の開発」、「企業結合に関する会計基準（以下「企業結合会計基準」という。）等の改正の概要」について講演が行われました。

FASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（平成27年6月第1四半期）」では、企業結合会計基準等が平成27年6月第1四半期から原則適用されることから、企業結合会計基準等の原則適用に伴う変更点を中心に説明を行いました。

四半期連結財務諸表の本表については、科目の変更を記載事例を交えて紹介しました。例えば、四半期連結貸借対照表においては従来の「少数株主持分」が「非支配株主持分」に、四半期連結損益計算書においては従来の「四半期純利益」が「親会社株主に帰属する四半期純利益」に変更されています。

この他、「会計方針の変更等」、「追加情報」、「企業結合等関係」及び「1株当たり情報」等の注記事項や非財務情報の「主要な経営指標等の推移」について、記載事例や四半期連結財務諸表規則等の変更箇所を紹介するとともに留意点の説明を行いました。

また、平成27年3月26日に改正された実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用した場合の「会計方針の変更等」に関する留意点、また、非財務情報における「役員の状況」や「大株主の状況」の変更点についても説明を行いました。